

1. 件名：「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング
(359)」

2. 日時：令和2年9月10日(木) 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、中川上席安全審査官、建部主任安全審査官、上出安全審査官、田尻安全審査官、河原崎安全審査専門職、藤原安全審査専門職

日本原燃(株)

高松 理事 燃料製造事業部 副事業部長 他12名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和2年8月31日の審査会合(※1)での原子力規制庁からの指摘事項への対応状況について、令和2年9月9日に提出された整理資料^{注)}(※2)及び当日提出資料に基づき、令和2年9月8日のヒアリング(※3)に引き続き説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

①全般

・閉じ込めに係る設計方針等について、各記載箇所での内容に不明確な点等が見受けられるので、改めて整理すること。

②重大事故等対処施設(重大事故等対処設備)

・設備の信頼性を踏まえた多様性の確保や可搬型重大事故等対処設備の位置的分散の確保の考え方等について記載を整理すること。

③重大事故等対処施設(技術的能力)

・緊急時対策所における情報把握及び通信連絡の手順については、通信連絡のための手順等との関係が明確になるよう記載を整理すること。
・監視測定設備と通信連絡の情報把握設備の関係及びその手順等の関係が明確になるよう記載を整理すること。

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業指定基準規則の条文ごとの対応状況を整理した資料

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）の一部補正に対する主要な指摘事項への対応について」

「MOX燃料加工施設加工事業変更許可申請書の構成について（案）」

参考

- ※1 第368回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合（令和2年8月31日）
https://www2.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigo_usei/nuclear_facilities/20200727.html
- ※2 令和2年9月9日の面談
「日本原燃（株）MOX施設の新規制基準適合性に関する資料提出」
- ※3 令和2年9月8日のヒアリング
「日本原燃（株）MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング（358）」